保全と点検(1/2)

- 1.1 インフラ長寿命化と点検
- 1.2 法定点検の概要
- 2. 1 法定点検のポイント
- 2.2 日常点検のポイント

植木暁司

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

2014/6/16

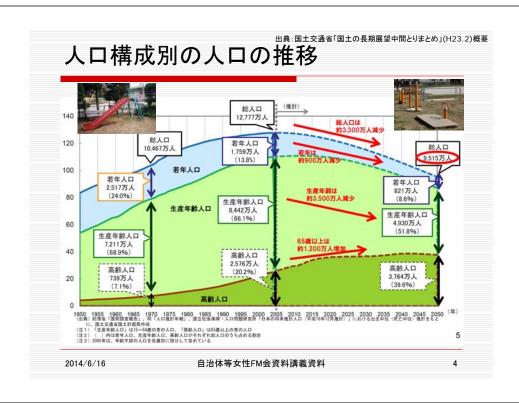
自治体等女性FM会資料講義資料

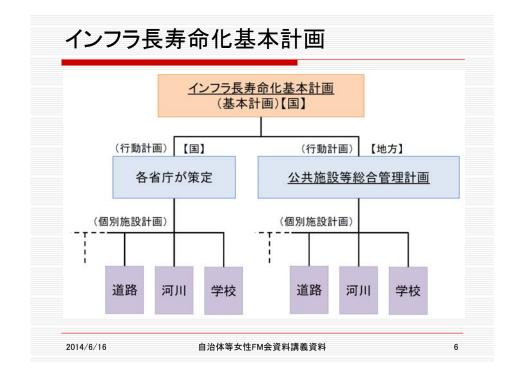
1.1 インフラ長寿命化と点検

2

国内総人口の推移(予測)







老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

自治体等女性FM会資料講義資料

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- ○適切な維持管理・修繕の実施
- ○トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

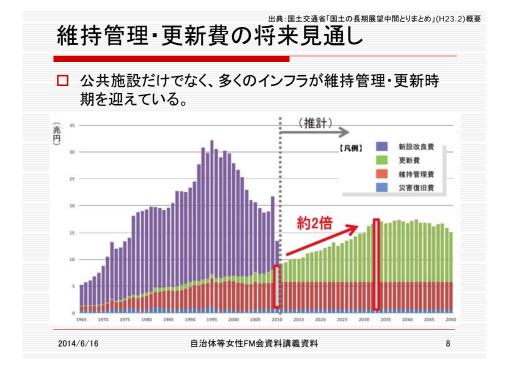
国土強靱化

O PPP/PFIの活用

2014/6/16

- 〇 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有
- ○計画的な点検・診断
- ○修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- ○公共施設等の安全性の確保
- 〇 耐震化の推進

2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料



必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく <u>効率的かつ効果的な修繕・更新</u> の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえた <u>マニュアル等の整備、新たな知見の反</u> 映等
情報基盤の整 備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等へ の利活用等
新技術の開 発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新 コストの縮減、平準化等
体制の構築	【国】技術等の <u>支援体制の構築、資格・研修制度の充実</u> 【地方公共団体】維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 【民間企業】入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

9

公共施設等総合管理計画の内容(1/2)

- □ 所有施設等の現状
 - 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共 施設等の状況
 - 総人口や年代別人口について今後の見通し
 - 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期 的な経費や充当可能な財源の見込み。
- □ 施設全体の管理に関する基本的な方針
 - 計画期間は10年以上とすることが望ましい。
 - 全ての公共施設等の情報を管理・集約する部 署を定めるなどして取り組むことが望ましい。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

ın

公共施設等総合管理計画の内容(2/2)

- 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理 に関する基本方針を記載。
- 今後は管理を行うに際し基礎となる情報として 固定資産台帳等を利用することが望ましい。
- □ 地方財政措置
 - 計画策定に要する経費について、H26年度からの3箇年にわたり特別交付税措置(1/2)
 - 計画に基づく公共施設等の除却について、地 方債の特例措置を創設

国(官庁営繕)における行動計画

所管者(官庁営繕)の取組

- 相談窓口の機能の充実
- ・<u>基準類・マニュアル等の整備・</u> 提供
- ・<u>研修・講習の充実</u> 官庁施設保全連絡会議 全国営繕主管課長会議 等

(施設を整備する立場から)

- ・地域毎に<u>整備構想を策定</u>(H26年 度中)
- 長寿命化事業の推進
- 施設カルテの作成・運用(H27年度から)
- ・基準に基づく施設整備

管理者 (施設管理部局) の取組

- ・定期点検の確実な実施
- ・保全の確実な実施 保全実態調査の総評点が80 点以上の施設の割合を平成 29年度までに80%以上とな るよう取組を継続
- ・研修・講習の充実
- ・適正な保全業務委託の実施

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

1.

国(官庁営繕)における個別施設計画

- □ 個別計画の策定対象
 - 建築基準法・官公庁施設の建設等に関する法律に 定める<u>定期点検の実施対象となる官庁施設</u>

所管者(官庁営繕)の取組

- ・<u>中長期保全計画・保全台帳</u>が 作成されるよう、<u>保全指導を</u> 継続
- ・BIMMS-Nの機能を周知し、 中長期保全計画・保全台帳の 作成支援
- ・各省各庁との連携のもと、個 別施設計画の策定を推進

管理者 (施設管理部局) の取組

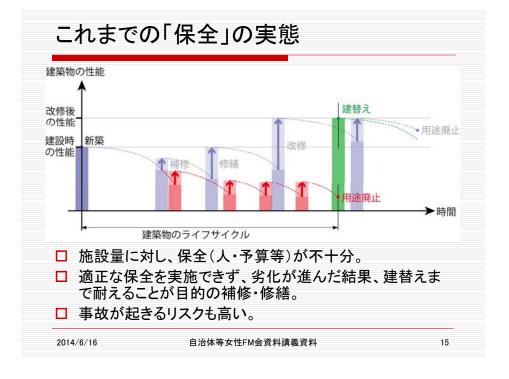
- ・H28年度までに、<u>全ての個別施設</u> 計画の対象施設において計画策 定完了
- ・策定した個別施設計画は、適宜、 更新

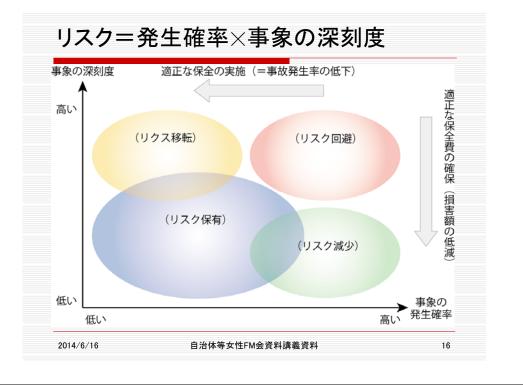
2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

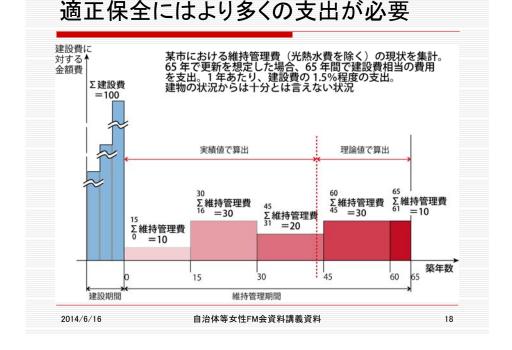
13

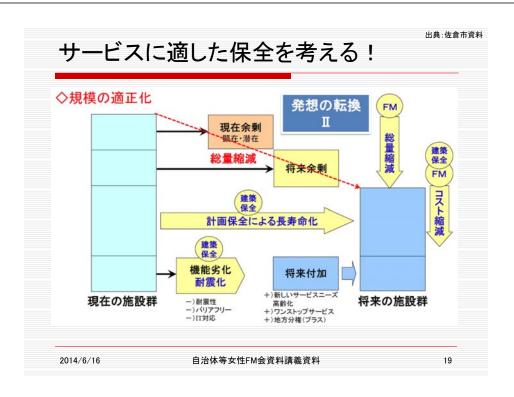
保全とは(補修・修繕・改修) 建築物の性能 改修後 の性能 用途廃止 建設時 改修 の性能 修繕 →時間 建築物のライフサイクル 補修 機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること 修繕 機能・性能を原状まで回復させること 劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくは 改修 それ以上に改善すること 2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料





点検・保全は計画策定と実施のポイント ACTION PLAN ・(経営の) 目標設定 戦略 ・(経営の) 課題設定 中長期実行計画 - FM 戦略・計画 CHECK Z • 財務評価 ・ワークプレイス • 施設賃貸借 評 • 供給評価 統括マネジメント • 不動産取得 • 建物建設 施設情報や点棒結果 • 大規模改修 も重要な経営情報 →適時性&正確性 営繕担当者および 施設管理者が担当 運営維持 してきた業務範囲 維持保全(施設の日常管理・大規模改修基本計画) ・運営管理 (施設・ワークプレイスの運用管理) ・サービス(業務支援・生活支援) 2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料





行動計画等で保全の弱点が解消!?

- □ 各施設の管理者は努力にもかかわらず・・・
 - 専門的な知識やサポートの不足
 - □ 最適な投資や撤収のタイミングを逃してきた。
 - 個別最適解を求める取組
 - □ 予算の不足。
 - □ 優先順位の欠如。
- □ 結果として対症療法的な対策が続いた状況。
- □ 行動計画(公共施設管理総合計画)が関係各部 に横串を通すことで、施設毎に最適の保全が実 現できる(かもしれない)。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

建築物は何年もつか

物理的	建物躯体や構成物が物理・化学的原因により劣化し、要求
耐用年数	される限界性能を下回る年数 (工学的な限界)
法定	減価償却費を算出するための税法上で定められた年数
耐用年数	(企業の財務状況を評価するルール)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(1998改正:現行/1989改正)

構造用途	RC造· SRC造	れんが造 石造 ブロック造	S造 肉厚>4mm
事務所·美術館	50/65	41/50	38/45
住宅·寄宿舎·学校·体育館	47/60	38/45	34/40
店舗	39/47	38/45	34/40

2014/6/16

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

21

経年だけで部位の寿命を決めない

- □ あくまで築年は劣化状況の目安。
 - 建設時の技術等による出来栄えの違い。
 - 立地等による外部環境の違い。
 - 開館時間等の違い(設備機器に多い)。
 - メンテナンスの程度による違い。
 - 劣化状況は点検で確かめるのが確実。
- □ ニーズに適合しないと建築物は存在価値を失う。 主たる更新理由は社会的な寿命。
 - 違うニーズになら適合できる可能性がある。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

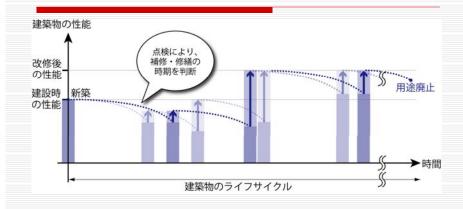
22

建物付属設備の法定耐用年数表

構造用途	細目	法定耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
电光改沸	その他のもの	15
給排水設備、衛生	主設備、ガス設備	15
冷暖房	冷暖房設備(冷房機の出力22KW以下	13
通風ボイラー	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
升冲放政 洲	エスカレーター	15
消火、排煙、災害	『報知設備及び格納式避難設備	8
特殊ドアー設備	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12
可動間仕切り	簡易なもの	3
日 利田工 別り	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製	18
別がなり入りた	その他のもの	10

自治体等女性FM会資料講義資料

点検結果により保全の時期を判断



□ 中期計画等の更新時期は、あくまで「目安」。実際の更新時期は点検等で判断することで、ライフサイクルコストの低減を図るとこが可能。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

保全の実施時期はリスクでも判断

- □ 予防保全は理想的だが費用も高い。万が一があ っては困る部位については、予防保全を選択。
 - 防災設備や昇降機等
- □ 事後保全は、その部位に問題が生じても他の部 位への影響が少なく、時間をおいて対応できる部 位に向く(サービス部門には不向き)。
 - 蛍光管等
- □ 保全(補修・修繕・改修を含む)のタイミングは点 検の結果をみて判断するのが最善。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

1.2 法定点検の概要

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

日常点検と法定点検は視点が違う

- □ 法定点検はその時点で安全基準を満たすことを 確認。日常点検は、快不快も含めて確認。
- Q1. 下の写真を点検者の目で評価してください。





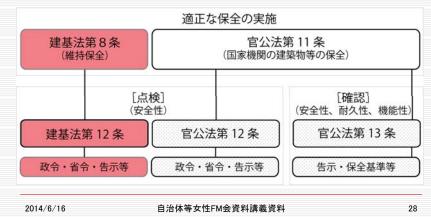
□ ビニル床シートのたわみ

□ Pタイルの浮きと剥離

2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料

建基法第8条 所有者等の努力義務

□ 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建 築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状 態に維持するように努めなければならない。

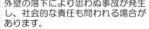


平成16年改正建築基準法の概要 著しく保安上危険な建築物に対する措置 違反建築物に対する措置 (第10条/第11条/第18条) (第9条/第18条) フローの段階 ストックの段階 計画通知 適法建築物 違反建築物 既存不適格建築物 (第6条,第18条) 適合建築物 (第3条第2項) 中間検査 建築物の使用時 (第7条,第18条) 維持保全(第8条) 完成検査 定期報告 (第12条第1項、第3項)・・・特定行政庁に結果を報告 (第7条,第18条) 定期点検(第12条第2項、第4項) 増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え 特殊建築物(100 ㎡超)への用途転用 H17年6月1日施行改正建築基準法 同施行令等の解説をもとに作成 2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料 29

平成20年4月 定期報告制度の見直し

- □ 建築物や昇降機などの事故が多発したため、定 期報告制度が見直され、定期調査・検査の項目、 方法、是正の要否の判定基準を告示で規定。
- □「要是正」や「要重点点検」と判定された項目に対 する改善策の具体的内容等、前回の調査・検査 以降に発生した不具合について報告。







外壁の落下により思わぬ事故が発生 エレベーターの中に閉じこめられるなど の思わぬ事故が発生するおそれがありま



思わぬケガやパニックを引き 起こす場合があります。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

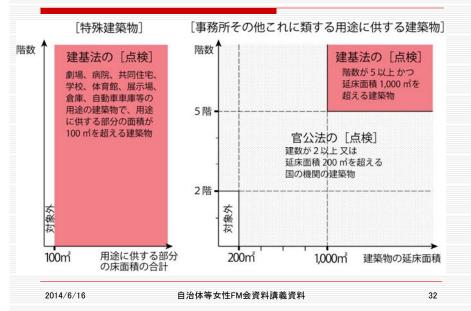
建築基準法第12条が対象とする部位

(規則第5条第2項及び第6条第2項) (規則第5条の2第1項及び第6条の2第1項)

□ 建築物の敷地、構造及び建築設備の状況につい て安全上支障がないことを確認するために十分 なものとして行う

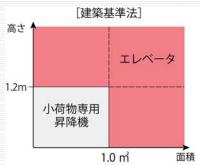


「点検]の対象施設(1/2)



[点検]の対象施設(2/2)

- □ エレベーター(ロープ式:別表1、油圧式:別表2)
- □ 段差解消機(別表3)
- □ いす式階段昇降機(別表4)
- □ エスカレーター(別表5)
- □ 小荷物専用昇降機(別表6)



2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

33

[点検]の周期

- □ 建築物は3年以内毎に1回(一部の外壁は別)
- □ 建築設備と昇降機は1年以内毎に1回(例外あり)

点	模対象	点検周期	備考	関係法令
建築物	勿の	3 年以内	検査済証の交付を受け た後、最初の[点検]	建基法施行規則 第5条の2
敷地及び構造		ごと については、6年以内 に行う。		官公法施行規則 第1条第1項
	1.5		*2 検査済証の交付を受け	建基法施行規則 第6条の2
建築設備		た後、最初の[点検] については、2年以内	官公法施行規則 第2条第2項	
	建築物の 昇降機	1 年以内 ごと	に行う。	建基法施行規則 第6条の2

- *1 規則第6条の2第1項及び第2項に基づき、国土交通大臣が定める項目については3年以内ごと。
- *2 規則第6条の2第1項及び第2項に基づき、国土交通大臣が定める項目については6年以内。

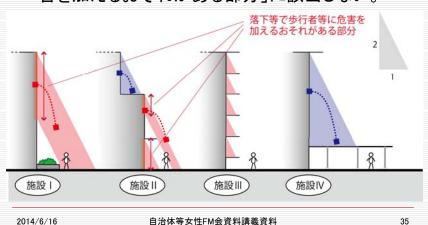
2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

34

外壁の全面打診等が必要な部分

□ 植込など歩行者等が入れない部分、ひさし等で落下物が防がれる部分は、「落下等で歩行者等に危害を加えるおそれがある部分」に該当しない。



[調査]・[検査]と[点検]の違い(理想)

□ [点検]は[調査]又は[検査]の一部。

	対象	内容
「調査〕	・建築物の状況	・不適切な改変行為等による法不適合状態
「四耳」	建築設備の	例:防火区画を形成する壁の撤去、通路閉塞による避難 階段の利用障害、非常用進入口の撤去 等
[点検]	設置に関する 状況	• 損傷、腐食等の劣化状況 例: コンクリートのひび割れ、鉄骨の腐食、外装材の 浮き上がり 等
[検査]	・建築設備の 構造に関する 状況	・ 不適切な改変行為等による法不適合状態 例: 換気口閉鎖、空調ダクト交換時の接続ミス 等
[点検]		• 損傷、腐食等の劣化状況 例: エレベーターの作動不良、給水タンク内部の腐食、 非常用照明の点灯不良 等

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

[点検]を実施できる資格者(改正前)



「点検]を実施できる資格者(改正後)

対象項目		去令等	建基法第 12 条	建築基準法第12条の2/12条の3	告示?
特定建築物	敷地・構造	調査 & 点検	①一級建築士 ②二級建築士 ③建築物調査 員資格者証 の交付を受 けている者	 建築物調査員 (12条の2) ・調査及び点検に関する講習で、国土交通省令で定めるものの課程を修了した者 ・前項に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者 	住宅局建築指導 課で現在の告示 第 572 号の実態 を把握し、その 取り扱いについ て検討中
特定建築設備	昇降機 建築設備	検査 & 点検	①一級建築士 ②二級建築士 ④建築査員交付 検証のする を登ります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 建築設備等検査員 (12条の3) ・検査等に関する講習で、建築設備等検査資格者 証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者 ・前項に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者 	

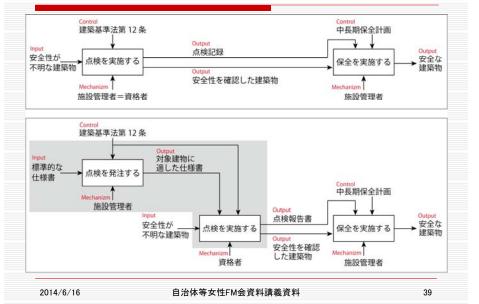
- □ [点検]の資格者も、「経験者」から「資格者証の交付を受けている者」に改正される。
- □ 2年以上の実務経験者が交付対象に該当するか検討中。

2014/6/16

自治体等女性FM会資料講義資料

20

適正な委託には適切な仕様書が必要



[点検]の項目と判定

	是正が必要な状態	左記に該	当しない
建築物の敷地及び構造	要是正	指摘	なし
昇降機を除く建築設備	要是正	指摘	なし

要是正とは、既に、修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。民間の場合、所有者等に対して是正を促す結果。 報告を受けた特定行政庁は、所有者等が速やかに是正する意志がない等の場合、必要に応じて是正状況の報告聴取や 是正命令を行う。 「指摘なし」とは、要重点点検及び要是正に該当しないもの。

		是正が必要な状態	次回の点検までに要是正 に至る可能性が高い	左記に該当しない	
	建築物の昇降機	要是正	要重点点検	指摘なし	

要重点点検は、昇降機の一部(主索、巻上機のブレーキ等)の検査項目にあり、次回の調査・検査迄に「要是正」 に至るおそれが高い状態。所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに、要是正の状態に 至った場合は速やかに対応することを促すもの。 「指摘なし」とは、要重点点検及び要是正に該当しないもの。

※要是正及び要重点点検に該当しない場合にあっても特記事項として調査者又は検査者が注意を 促すこととなっているので、積極的に意見を求めることも効果的です。

2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料

ポイントは「特記事項」

2014/6/16

(40)	7.000			D(021x/2001) C 17 (7 40 40 40	- MARK- PADE		
	その他						
(1)	→ すす 販業 告報 (窓 (約 の) (数 (大) (取 (大) (以) (大) (以) (以) (以) (以) (以) (膜体及び取付部材の劣		\rightarrow		
(2)	殊な	免疫構造建築物の免疫層及び免疫装置		膜張力及びケーブル張	力の状況		
(3)	構造			免震装置の劣化及び損 ある場合に限る。)	傷の状況(免責装置が可視状態に		
(4)	雄			上部構造の可動の状況			
(5)) 避雷設備			避雷針、遊雷導線等の	劣化及び損傷の状況		
(6)		建築物に設ける煙突		煙突本体及び建築物と	なび建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		
(7)	煙空			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)			a terral desired and security	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)	合第138条第1項第1号		1号に掲げる煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7	上記以	外の点検項目					
							- 6
寺記事	項						
番号		点検項目	排	摘の具体的内容等	改善策の具体的	的内容等	改善(予 定)年月
1-1	地盤辻	下の状況	機械搬入口の階段	受の沈下を確認	沈下原因を調査し、対策定める。		〇年〇月
1-2	擁壁の	水抜きバイブ	北側の擁壁の一部	8で詰まりを確認	改めて排水状況を確認し、対策	を定める。	○年○月
2-1	タイル	の劣化状況	外壁 (高所) に装	放施所白華を確認	打診により浮きの有無を確認す	ō.,	〇年〇月

自治体等女性FM会資料講義資料

ご清澄ありがとうございました

2014/6/16 自治体等女性FM会資料講義資料